

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
2020年度 第2回定例理事会議事録要旨

日 時：2020年3月27日（金）15：00～18：30

場 所：AP名古屋「P+Qルーム」

出席者：理事長：東口高志

副理事長：佐々木雅也

監 事：土岐 彰

理 事：飯島正平、石井良昌、犬飼道雄、倉田なおみ、小谷穰治、斎藤恵子、清水孝宏、
高増哲也、鍋谷圭宏、二村昭彦、福島亮治、三原千恵、室井延之、吉田貞夫

事務局幹事：伊藤彰博

記 録：中川庸幸（事務局）

欠席者：特任顧問：平井敏弘、平田公一

監 事：寺本房子、田妻 進、比企直樹

理 事：遠藤陽子、小山 諭、篠 聡子、鈴木 裕、祖父江和哉、中瀬 一、野上哲史、
丸山道生、山中英治、鷺澤尚宏

（敬称略：五十音順）

議 題：

I. 理事長挨拶

定款第5章第28条に則り、2020年度第2回定例理事会を開催することが宣言され、定款第5章第30条に則り、議長は理事長が務め、議事録署名は定款第33条に則り、理事長と出席した土岐 彰監事となることが確認された。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に協力いただいていることに謝辞が述べられた。

II. 第1回定例理事会・第1回臨時理事会議事録の確認について

第1回定例、第1回臨時理事会議事録が示され、議事録署名手続きに入ることが報告された。

III. 庶務報告について

事務局より2020年3月26日時点の会員動向が報告された。

■2020年3月26日現在 ※宛先不明84名含む、退会・休会除く

会員種別	2019年12月31日	2020年3月26日	増減
名誉会長	2名	2名	±0名
名誉会員	43名	45名	+2名
特別会員	50名	55名	+5名
代議員	232名	257名	+25名
学術評議員（代議員は除く）	413名	471名	+58名
正会員	21,216名	21,384名	+168名
寄贈会員	8名	8名	+0名
総数	21,964名	22,222名	+258名

■職種別

医師	4,714名	管理栄養士	6,178名	言語聴覚士	601名
歯科医師	417名	栄養士	73名	歯科衛生士	120名
看護師	4,081名	臨床検査技師	688名	診療放射線技	3名
准看護師	3名	理学療法士	445名	その他	723名
薬剤師	4,053名	作業療法士	123名	合計	22,222名

■2019年分会費納入率 ※宛先不明・退会・自動退会含む

会員種別	納入者数	未納者数	納入率(2018年)	
代議員	230名	2名	99.1%	(97.8%)
学術評議員	406名	7名	98.3%	(93.6%)
正会員	20,187名	1,029名	95.0%	(87.2%)
総数	20,823名	1,038名	21,816名	

IV. 第35回日本臨床栄養代謝学会特別大会について

佐々木雅也会長から2月開催予定であった第35回日本臨床栄養代謝学会学術集会に関して、ご協力いただいた先生方に対して謝辞が述べられた。集合型での開催中止に伴い、理事長講演をはじめとした関連特別講演の収録が終了し、第35回学術集会ウェブサイトでの聴講および事後参加登録の準備を進めていることが報告された。先の第1回臨時理事会で継続検討となった誌上発表に終わったシンポジウム、要望演題、一般演題（ポスター発表を含む）のうち、重要なテーマや発表の希望のあった演題を選択しての発表の場を提供する事業については、現在までの会計収支の説明がなされ、収支の目処がつく段階まで試算が整ったことも前提に「第35回日本臨床栄養代謝学会特別大会」との名称での開催提案がされた。併せて、2020年2月に実施する予定であった学術セミナーの一部、企業展示含んだ特別大会開催企画案が提示され、以下の日程にて開催することが承認された。但し、この先7月時点でのCOVID-19感染状況は不透明な状況であること、他学会・支部会との整合性を鑑み、開催・中止の最終決定は、6月中旬までに行うこととし、状況によって特別大会開催をも断念することも含めた案内とすることが確認された。

■会期：2020年7月18日（土）、19日（日）

■会場：国立京都国際会館

また、開催にあたり参加者のクレジット条件についても以下のとおり確認された。

第35回学術集会の事前登録者（セミナーと合わせて申し込んだ方も含）、事後登録者は、その参加証をもって参加を認める。いずれも持ち合わせていない者は新たに参加証を購入して参加する。この場合の参加費は第35回学術集会と同額とし、後日、講演のウェブ配信を視聴可能とする。

- ・すでに誌上発表された演題のみが対象であり、新たに演題を募集することはない。
- ・抄録の変更はおこなわない。
- ・演者、司会者に、JSPENとしてあらたなポイントは付加しない。
- ・演者の変更は認めるが、変更後の演者にJSPENとしてのポイントは与えない。
- ・演者に所属変更があった場合も、抄録通りの所属で発表とする。

V. 新支部体制への移行状況について

犬飼支部統括委員長より、新支部体制への移行状況について以下の説明がされた。

1. 2020年の支部学術集会開催状況について

資料に基づき、2020年に予定されている支部学術集会の開催準備状況について報告がされた。第35回日本臨床栄養代謝学会特別大会の開催はあるが、当面の受験必須セミナー・更新必須セミナーをe-learningで対応することや他学会・研究会の開催中止・順延も鑑み、8月中旬開催予定のJSPEN支部学術集会は中止もしくは順延とすることを理事会方針として決定し、誌上開催での形式も行わないよう該当支部に対して通達することになった。

対象支部学術集会：北海道支部：6月6日、中部支部：7月4日、近畿支部：7月5日、
中国四国支部：8月22日（中国）、9月26日（四国）

2. 2020年度の各支部事業計画書・予算案について

2020年度の各支部から提出された事業計画書・予算案（支部本部・支部学術集会）が提出され、未提出の支部には改めて提出を促すこと、予算精査については、支部統括委員会で行うことが報告された。なお、本理事会における支部学術集会の中止や順延決定に伴い、申請予算額の大幅な変更が生じるため、当該委員会で審議の上、必要な活動補助金の支給を執行していくことになった。

3. 新支部体制への移行手続きについて

2020年1月1日からの新支部制度の発足に伴う、各支部の現状を踏まえた今後の予定について必要なタスクについて報告がされた。

- ・新支部再編に伴う支部通帳作成の依頼
- ・支部統括委員会での2020年度各支部予算の審議・確定と活動補助金の送金
- ・各支部の新世話人への委嘱状の発送と年齢制限による世話人退任者への感謝状の手配
- ・新支部制度の世話人会は、支部長・会計担当・世話人の構成となり、各支部が独自に設定している顧問等の役職は廃止され、当会名誉会長、名誉会員、特別会員が学会本部と同様に各支部にも適用となる
- ・非会員による世話人退任の案内と会員への勧誘
- ・大学の教授職で非会員の世話人であった方の会員勧誘と理事会推薦代議員制度の案内
- ・支部ウェブサイトにおける掲載情報の統一と整理
- ・各支部会則の掲載の廃止と支部規則の学会ウェブサイトの定款階層欄への掲載

4. 支部規則（案）および支部学術集会細則（案）について

支部規則（案）の第2条の（仮称）を取ることで、原案どおり承認された。制定・施行は、新支部制度の施行にあわせて、「本規則は、2020年1月1日に制定・直ちに施行する。」とした。支部学術集会細則（案）についても原案どおり異議なく承認され、直ちに施行することになった。

VI. NST 専門療法士受験必須セミナー・更新必須セミナーにおける e-learning 導入について

飯島総務委員長より、今回の e-learning 導入にあたり、スピード感、マイページ対応、非会員対応、受講履歴データの 2 次利用などの課題を確認した選定経緯について説明がされた。市販の e-learning システムは完成度も高いが、導入時の課題が多いことが判明した。結論として導入審査と会員情報との紐付けのためのカスタマイズを考慮するとスピード感や経費面において、今回

の課題要望に合わないため、4月中のサービス提供を目指し、当会ウェブサイト内でサーバーを強化した対応とする説明がされ、実施について承認がされた。また、受講に関しては、ログインによる本人確認のほか、質の担保のための以下の工夫を予定している。すなわち、早送り不可、講師持ち時間を内容の区切りに合わせ複数に分割し、それぞれは制限時間内に操作して次に進む構造、受講確認テスト（5択問題）を5問設定し、合格をもって受講修了とし、テスト回答解説は合格後に確認できるように付与する設定として進めていることが報告された。

VII. 今年度の認定資格申請（新規・更新）について

飯島総務委員長より、今年度の認定資格申請について、以下の説明がなされ、承認された。

1. 個人認定資格（認定医・指導医・認定歯科医・NST 専門療法士）の更新申請について

COVID-19 の感染拡大により他学会・研究会などの各事業の中止や延期が決定している。会員から参加を予定した学会が中止・延期となり更新認定予定単位の取得が見込めないとの問合せが多数事務局に寄せられている。更新条件の緩和措置などの救済措置の検討を関係委員会と協議した結果、今年度の更新申請は実施せず、全ての当会個人資格の認定期間を一年間延長する方針を固めた。なお、暫定臨床栄養代謝専門療法士は資格更新が前提となるため、今年更新して来年に申請しようとしていた会員には不利益になることから、次年度以降 5 年間を目処に更新と同時申請を認めることで対応することになった。

2. 個人認定資格（認定医・指導医・認定歯科医・NST 専門療法士・暫定臨床栄養代謝専門療法士）の新規申請について

新規申請業務は、要件達成を計画的に準備していた会員へ資格取得の道は絶やさないようにするため、予定通り実施（認定試験含む）することになった。

3. 施設認定の申請（新規・更新）について

NST 稼働施設認定および認定教育施設の新規・更新申請については、例年どおり審査を実施することになった。

VIII. 今年度の NST 専門療法士受験必須セミナー・更新必須セミナーの開催について（7 月開催分まで）

飯島総務委員長より、e-learning 導入に伴い、第 2 回目以降の受講導入条件について確認がされ、7 月開催分までの方針について承認された。

1. 受講料は整合性を取るため当面、従来の座学と同額とするが、費用効果も勘案し今後の事業間での調整も考慮する。
2. 配信受講期間は限定とし、期間終了後は閲覧不可とする。配信期間は原則 1 ヶ月程度を予定する。
3. e-learning 導入決定のセミナーは、受験必須 2 回（2 月京都、6 月横浜）、更新必須 3 回（2 月京都、4 月大阪、5 月京都）分とした。7 月の受験必須セミナーについては、現時点で e-learning の可能性があることを明記しながら、座学の可能性についても引き続き、検討していくことになった。
4. その他の留意事項
 - ・配信期間中に修了されなかった場合には修了証は発行されない。
 - ・今後複数のセミナー配信が想定されるが、各セミナーの配信期間はサーバー負担を考慮し、配信中セミナーは原則として一つに限り、重複配信をしないように当面は配慮する。
5. 既に決定分を含め、今後のキャンセルにかかる会場費の違約金について調査する。

IX. テレビ会議システムの導入について

飯島総務委員長より、昨今の社会情勢により、対面式での会議開催が難しい状況になることから、将来的な運用も想定し、テレビ会議導入のためのシステム検討を行ったことが報告された。理事会で使用することを前提として、第一候補として Zoom を採用することが承認された。なお、セキュリティ問題や実施運用上で問題、不具合を生じた場合には、Microsoft Teams を第二候補、Google ハングアウトを第三候補とした。以上の導入方針を決定し、学会としてアカウントを取得し、第一候補の Zoom にて運用していくことになった。

X. NST 専門療法士受験必須セミナー教育事業責任者の謝金規定について

飯島総務委員長より、旅費・謝金規程の改訂に伴う教育事業における教育事業責任者の謝礼見直しに関連して、NST 専門療法士受験必須セミナーに関して、同セミナー教育事業責任者の業務量は他セミナーと比べて多いため、他のセミナー類とは別扱いとし、再考することとなっていた。これまでの様々な事例を勘案し、1 講座を担当したうえで関連する業務を含め 1 日 5 万円とし、会期中は開始から終了まで拘束されることを条件とした。なお、今年から導入される e-learning では適用されない。

XI. 第 36 回日本臨床栄養代謝学会学術集会開催準備について

鍋谷圭宏会長より、第 36 回学術集会の準備に関して、以下の確認がされた。

1. 特例で開催するプログラム委員会開催時の交通費について

当会のプログラム委員会は、年 1 回、年次学術集会の初日の朝に開催している。これは構成人数も多いこと、委員会メンバーが集合しやすい日程を例年設定していることがある。今回、COVID-19 の感染拡大の影響により、第 35 回学術集会の集合型開催の中止に伴い、第 36 回プログラム委員会も中止としたため、来月 4 月 18 日に特例のプログラム委員会の開催を予定した。これまでに前例がない開催となるため、交通費の支弁適用事例などいくつかの確認が生じ、支給に関する確認となった。当会諸規約では、プログラム委員会自体の旅費支給は前提としていないため、特別に開催する場合にも、旅費がかからない形での開催を模索することが望ましいとの方針となった。今回、テレビ会議の方針も決定したため、4 月 18 日は学会事務局で取得したアカウントによる Zoom 会議とすることになった。併せて、学術集会事務局スタッフとの会場下見、打合せに対する交通費については、日帰りを前提とし、やむを得ず宿泊する場合には、翌日や前日に他の所要は含めないようコンプライアンスに留意して対応することになった。

2. 第 36 回学術集会での合同シンポジウム、合同企画案の承認手続きについて

例年、5 月の定例理事会に学術集会時のプログラムの素案を提示しているが、今回は 3 月下旬に前倒して開催となったため、持ち回り理事会で随時、審議していくことが承認された。

3. 学会ウェブサイトにおける第 36 回学術集会ウェブサイトへのバナーリンクについて

第 36 回学術集会 (JSPEN2021) のウェブサイトの立ち上げに伴い、学会ウェブサイトへのバナーについては、第 35 回特別大会はトップページのアニメーションに移行し、第 36 回は例年どおりアニメーションおよびバナーリンクでの広報サポートを行うことになった。

XII. その他 「日本静脈経腸栄養学会雑誌」第34巻5号に無断掲載されていた広告内容に関する対応について

2020年第1回定例理事会において、「日本静脈経腸栄養学会雑誌」第34巻5号において表紙のデザインはそのままに巻号は継続し、別に発行されている雑誌名を移行して発行するという広告が、本会に無断で掲載されていた件について、経緯説明の上、然るべき対応措置について報告・承認された。また、緊急対応を迫られる事態も想定されることから、状況に応じて拡大総務委員会扱いとして対応を一任することが承認された。本件は、第7回定時社員総会においても報告された。その後、拡大総務委員会の承認を得ながら公的な場において協議を続け、和解が成立した。本理事会にてこれまでの経緯や協議の要諦が再確認され、一連の事案について提示された条件で精算とすることが改めて承認された。なお、本和解後にさらに誤解を招くような広告が掲載されたとの情報が入り事実確認を行っていることが報告され、今後は理事会が正しい認識をして、会員が誤解を招かないよう説明と適正な行動に努めていくことになった。

XIII. 各種委員会・部会 審議事項

支部統括委員会（犬飼理事）

1. 新支部体制移行に伴う各支部のウェブサイトの掲載について

1) 新支部体制への移行に伴い、学会本部で管理している各支部のウェブサイトの運用と表記について以下の変更方針が提示され、手続きについて承認がされた。

(1) 支部会則について

各支部にあった支部会則については終了し、支部統一会則としての支部規則を本会定款と同じ階層に掲載する。

(2) 支部規則について

これまでの協議にて概ね承認をいただいております、運用細則（案）を審議した。

2) 各支部のウェブサイトの記載内容の変更案が提示され、順次掲載を進めていくことが承認された。①支部長挨拶、②役員一覧、③支部学術集会、④支部事業、⑤現行の教育研修や各県情報の表記の見直しを図る。これは、2単位として認められる研究会・セミナーからの広報依頼があれば、支部長の判断で掲載できる運用を想定する。

2. 旧四国支部ウェブサイトの閉鎖について

旧四国支部ウェブサイトは、2020年1月まで旧四国支部自体の管理体制であった。今回、学会本部には未連絡でウェブサイト閉鎖の手続きが取られていたため、現在は新たに設置した中国四国支部ウェブサイトでの情報発信に切り替えたことが報告された。

教育委員会（鍋谷理事）

2020年NST専門療法士受験必須セミナーの開催について

議案：Ⅷ、今年度のNST専門療法士受験必須セミナー・更新必須セミナーの開催について（7月開催分まで）参照。

認定・資格制度委員会 NST専門療法士制度（三原理事）

1. 栄養サポートチーム専門療法士認定規程の変更について

認定規程に関して、指導医が自署捺印した認定教育施設実地修練修了証となっているため、指導責任者が自署捺印した認定教育施設実地修練修了証との文言に変更する。

変更前	変更後
<p>栄養サポートチーム専門療法士認定規定 第3章 NST 専門療法士を認定する方法 第10条 NST 専門療法士の認定試験を申請する者は次に定めた申請書類をホームページ(https://www.jspen.or.jp)よりダウンロードの上、必要事項を記入して専門療法士認定制度委員会に提出する。</p> <p>...</p> <p>(4) <u>指導医</u>が自署捺印した認定教育施設実地修練修了証</p>	<p>栄養サポートチーム専門療法士認定規定 第3章 NST 専門療法士を認定する方法 第10条 NST 専門療法士の認定試験を申請する者は次に定めた申請書類をホームページ(https://www.jspen.or.jp)よりダウンロードの上、必要事項を記入して専門療法士認定制度委員会に提出する。</p> <p>...</p> <p>(4) <u>指導責任者</u>が自署捺印した認定教育施設実地修練修了証</p>

2. NST 専門療法士資格更新者で不合格者への対応について

2019 年資格更新申請者の不合格者の方より「不合格となった場合、更新できなくても 10,000 円お支払いするのか、返金制度はないのか」との質問があった。規程施行細則には、更新手数料との文言しており、「更新審査料」と「更新認定料」を含むことが確認された。また、今後、このような問い合わせがあることを想定し、同認定規定施行細則に、文言の追記案が提出され承認された。

変更前	変更後
<p>専門療法士認定規程施行細則 第4章 NST 専門療法士の資格更新 第8条 資格更新申請には、更新手数料として 10,000 円とする。</p>	<p>専門療法士認定規程施行細則 第4章 NST 専門療法士の資格更新 第8条 資格更新申請には、<u>更新審査認定料</u>として10,000円とする。<u>更新条件に合致せずに更新できなかった場合、返金は行わない。</u></p>

3. 2020 年 NST 専門療法士更新必須セミナーの開催

議案：Ⅷ. 今年度の NST 専門療法士受験必須セミナー・更新必須セミナーの開催について（7 月開催分まで）参照。

4. NST 専門療法士合格者へ、更新手続きの留意事項を認定証と同封について（運用案）

毎年、更新対象者から「休会制度を知らなかった」「更新対象者だと知らなかった」等のお問い合わせが後を絶たないため、新規受験合格者には、更新手続きの留意事項を別途、同封することが提案され、承認された。

5. COVID-19 感染拡大予防のため実地修練実施困難者への対応

COVID-19 感染拡大予防のため、他施設での 40 時間の実地修練が受けられない問い合わせがあり、今年度の対応につき協議され、何らかの救済は必要であるが、診療報酬にも関係しているため、厚生労働省に問い合わせすることになった。

学術集会実践支援委員会（犬飼理事）

1. 学術集会非会員参加登録者へのプログラム集配布の対応について

これまでの学術集会事前参加登録および当日参加登録では、非会員の方には、参加登録を行っても、当日プログラム集を購入しないと閲覧パスワードの入手ができず、抄録部分の閲覧ができなかった。会員・非会員との差別化、非会員のニーズの充実化、学術事業としてのプログラム集作成の必要性などの見地から、2021 年の第 36 回学術集会より事前参加登録および当日参加登録者の非会員には、参加費は 15,000 円に据え置くが、オンライン抄録集のパスワードのみ渡す待遇に変更することが承認された。

2. 第 33 回日本外科感染症学会総会学術集会合同企画開催について（2020 年 11 月 27・28 日：浅草）

日本外科感染症学会の長谷和生理事長より依頼があり、以下の内容で合同企画へ参加することが承認された。

テーマ：栄養・サルコペニアと外科感染症（仮題）パネルディスカッション（案）

座長：鍋谷圭宏先生（千葉県がんセンター）

演者：山下芳典先生（呉医療センター）・山本和義先生（大阪国際がんセンター）

3. 第 1 回日本フットケア・足病医学会年次学術集会について（2020 年 12 月 4・5 日：横浜）

日高寿美会長より合同企画開催について依頼があり、同企画を開催することが承認された。人選については、学術集会実践支援委員会で検討し理事会へ推薦することになった。

4. 第 23 回日本臨床腸内微生物学会総会・学術集会での合同シンポジウムについて

第 23 回日本臨床腸内微生物学会総会・学術集会が、TKP ガーデンシティ PREMIAM 大宮大ホールで開催される。会長の高橋志達先生からテーマ：「臨床腸内微生物と宿主」として当会との合同シンポジウムの開催依頼があり、開催について承認がされた。派遣メンバーについては、第 35 回日本臨床栄養代謝学会学術集会時の日本臨床腸内微生物学会／日本臨床栄養代謝学会 合同シンポジウムのメンバーにお願いすることになった。

司会：鷺澤尚宏先生（東邦大学医療センター大森病院栄養治療センター）

演者：橋詰直樹先生（久留米大学外科学講座）

馬場重樹先生（滋賀医科大学医学部附属病院）

5. 学術集会・支部学術集会等に関わる JSPEN 全体の倫理規定の制定について

倫理・利益相反委員会で学会全体の倫理規定の制定について着手しているため、関係部分について協力していく。

6. 学術集会運営細則と学術集会運営に関する留意事項（内規）の作成について

支部規則・支部学術集会運営細則と併せて年次学術集会運営に関わる運営細則案が提出され、承認された。令和 2 年（2020 年）3 月 27 日からの制定・施行し、運用しながら改善点は適宜理事会で修正していくことになった。

7. 【JARM2020】日本リハビリテーション医学会との合同シンポジウムにおける演者の交通費・宿泊費について

先の理事会にて日本リハビリテーション医学会との合同シンポジウムを行うことが承認された。当学会からの演者については、先日の持ち回り理事会にて、下記2名の先生にお願いすることが承認された。

演者：吉川雅則先生（奈良県立医科大学附属病院）

巽 博臣先生（札幌医科大学）

ご両名ともに同学会員ではないため、事前に経費負担について確認したところ、昨年同様、日本リハビリテーション医学会の規定で参加費は免除されるものの、交通費・宿泊費の支弁はないとのことであったため、当会の合同シンポジウム開催に関わる決定事項に準じて、今回の演者の交通費・宿泊費を当学会の規定に準じて支給することが、承認された。

また、COVID-19のため【JARM2020】大会開催は、2020年8月19日～22日に延期したことが報告された。

8. 第65回日本透析医学会学術集会・総会（2020年6月12日～14日：大阪国際会議場開催から11月2日～8日期間でのWEB開催へ変更）への学術委員会企画セッションへの参加について

本年1月に日本透析医学会から日本透析医学会学術委員会企画セッションとして（学術委員会：透析患者に対する静脈栄養剤投与ならびに経管栄養に関する提言検討委員会）、日本臨床栄養代謝学会・日本集中治療医学会・日本透析医学会 合同企画「維持透析患者に対する静脈栄養剤投与ならびに経腸栄養に関する提言（仮）」の参加依頼があった。参加については先の理事会で承認されており、当会の担当については、第35回日本臨床栄養代謝学会学術集会時の同学会企画担当であった飯島正平理事にお願いすることになった。

9. 第26回日本心臓リハビリテーション学会学術集会におけるジョイントセッションへの参加について

日本心臓リハビリテーション学会より同会の第26回学術集会において、以下の日程とテーマにて、日本臨床栄養代謝学会・日本病態栄養学会・日本心臓リハビリテーション学会でのジョイントセッションへの参加依頼があった。当会からの司会・演者の推薦依頼があり、セッションの内容から第35回日本臨床栄養代謝学会学術集会で日本心不全学会／日本臨床栄養代謝学会合同シンポジウムを予定していた当会側のメンバーを推薦することになった。

日時：2020年7月19日の80分（オンライン学術集会）

テーマ：心不全の超急性期から始まる栄養療法

司会：野上哲史先生（熊本第一病院）

※日程調整後 犬飼道雄先生（岡山済生会総合病院）へ変更

演者：立石 渉先生（群馬大学医学部附属病院）

鈴木規雄先生（聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院）

学術集会実践支援委員会 フェロシップ選考WG（三原理事）

1. フェロシップ賞授与の取り決めについて

- 1) JSPEN 2018（第33回）のフェロシップ賞受賞者の副賞について

受賞決定から副賞授与対象のESPEN・ASPEN参加期限となる対象年において、受賞者より通知内容が明確でないとのこと指摘があった。前回理事会にて、参加期限対象の海外学会の確認を

行うとともに、ASPEN 2020 の発表渡航を副賞授与対象と認めることが承認された。ところが、ASPEN 2020 で発表予定だったが COVID-19 流行のため渡米を断念されたため、緊急措置として期限を越えた ESPEN 2020（2020 年 9 月）での発表を行うことで副賞授与の承諾とする案が提出され、承認された。

2) JSPEN 2020（第 35 回）におけるフェローシップ賞受賞者の副賞授与について

先の臨時理事会で、COVID-19 流行のため JSPEN 2020 で応募者セッションが開催されなかったため、事前に提出された発表スライドを委員が検討し、JSPEN 2020 のフェローシップ賞受賞者を決定することになった。今回、第 35 回特別大会の実施となったため、本選考についても特別大会時に併せて選考を行うことが提案され、承認された。ただし、開催断念となった場合には、当初の予定どおり、今回のフェローシップ賞は、WG で持ち回り選考を行い、理事会で承認された日を受賞決定日（2020 年〇月〇日）とすることが承認された。その場合は、2020 年〇月〇日を受賞決定日として、それから 2 年以内（2022 年〇月まで）に ASPEN または ESPEN で発表していただくこと、学会誌 JSPEN に寄稿し、2023 年 11 月までに事務局に報告する手順であることが改めて確認された。なお、授賞式の記録（写真など）の機会がないことになるので、2021 年のフェローシップ賞授賞（2021 年総会・学術評議員会後の表彰式）のときに授与を行うことが承認された。

ガイドライン委員会（小谷理事）

1. 外部評価委員、患者代表委員の選任について

Minds 診療ガイドライン作成マニュアル 2017 にて、ガイドライン委員会に患者代表を加えることならびに外部評価委員を加えることが推奨されている。

- 1) 患者代表委員については、複数の患者代表が望ましいと思われることから 2 名の招聘を検討しており、推薦団体として一般社団法人全国がん患者団体連合会（全がん連）が案として提出された。
- 2) 外部評価委員については、利害関係にある複数の関連医学会の疾患専門医とプライマリケア医、その他の医療職、疫学専門家、経済学者、法律専門家、患者・市民などを指名して評価を受ける必要があり、テーマによっては、学会ウェブサイトなどに一定期間公開して幅広くパブリックコメントを求める方法が提示された。

上記、1)・2)ともに理事各位からも候補団体や候補者のご推薦を伺って選定を進めていくことになった。

2. JSPEN メーリングリストにて SR 班募集開始について

GRADE で推奨を作成する CQ に関するシステマティックレビュー（systematic review、SR）を行う新たな SR 班員の募集を行うことを前回の定例理事会で了承いただいた。まず、学術評議員を対象に募集を行うこととなった。なお、応募が少ない場合は会員や、理事による推薦（会員に限る）に募集を広げることとなった。

3. SR 班員人数増員について

SR の人員数は 6 名程度を考えていたが、GRADE 班員による予備検索で想定以上の数の文献が対象となる CQ があったため、9～10 名程度に増員することになった。

JSPEN プロジェクト（東口理事長）

1. 在宅の栄養療法プロジェクト（P008）の発足について

JSPEN プロジェクトとして、P007 までのプロジェクトが立ち上がり活動している。

現在、日本には新しい在宅の栄養、経腸栄養のエビデンスがない。この分野のエビデンスの構築の取り組みは将来的にも当会が行わなくてはならないものとなるため、在宅の栄養療法に関するプロジェクトを立ち上げたいとの提案がされ、承認された。プロジェクト長には鈴木理事に就任いただくことになった。

2. COVID-19 対策プロジェクトチーム（P 009）の発足について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関し、本学会として、治療と予防に関する栄養学的提言を作成することが必要であるとの提案が出された。提言の作成取りまとめは、緊急性を要する事案となるため、P 009 として位置づけ、理事全員がプロジェクトメンバーとして進めることになった。提言は、学会ウェブサイトへの掲載し、会員・非会員・医療従事者・医療現場に広く発信する。また、関係省庁への提言や関係学協会との情報共有なども状況に応じて対応していくことになった。

XIV. 各種委員会・部会 報告事項

【渉外部門】

保険委員会（飯島理事）

2020 年薬価改定；不採算品再算定、基礎的医薬品について

2020 年薬価改定に向けて、当会より 2 つの意見書を提出した。

- ① 不採算品再算定に関する意見書
- ② キット製品の重要性に関する意見書（新規）

今回の改定では、多くの水電解質輸液、美濃さん輸液、脂肪乳剤が適応となり、一部不採算と同時適用の製剤もあった。これで、ほぼすべての水電解質輸液（主要細胞外液補充液のほか、いわゆる 1 号から 4 号までの輸液）が基礎的医薬品に認められた。

【臨床栄養推進部門】

ガイドライン委員会（小谷理事）

現状の活動報告について

1. GRADE 班の活動について

委員会のうち GRADE 班員が GRADE で行う臨床上の疑問について暫定的な検索を行い、GRADE に基づいた推奨策定が可能であるかどうかを調査した。資料に基づき、各 CQ の担当が提示された。

2. Narrative 班の活動について

すでに詳述するべきトピックを決定し、各委員に割り当てが報告された。

3. 今後の会議の予定について

2020 年 3 月 24 日（火）Skype で行う。GRADE で推奨を作成する臨床上の疑問の討議、並びに全体のタイムラインの共有を行う。また、月に一度 WEB 会議を GRADE 班、Narrative 班それぞれ開催予定であることが報告された。

その他（事務局）

1. 暫定臨床栄養代謝専門療法士認定合格証発送における事務局不備報告について

今年の暫定臨床栄養代謝専門療法士の合格者に対して合格証の発送を行った。合格証には、専門申請領域も記載し、認定証の不備がないよう事前確認を併せて行うことになった。今回の審査で領域変更であれば合格とする方が11名おられたが、システムデータへの変更修正が漏れていたことが判明した。事務局での状況確認者がシステムへの反映を怠っていたことが判明し、対象11名にはお電話でのお詫びと速やかに修正の合格証の発送を行った。

2. 休会期間終了後の対応漏れについて

定款第10条、定款施行細則第4条にて休会制度を設けている。休会は最長3年間となるが、満3年間を超えた場合には、理事会が認めた特例を除き、退会したもの（当会の場合自動退会）と見なされる。今回、事務局内の業務引継ぎの中で、この点の確認が十分になされていないことが判明した。別紙の対象者おられるため、各会員にお詫びとご連絡をさせていただき会員継続の確認を行う。

倉田なおみ理事が、定款第16条第2項に則り、本年3月31日をもって理事任期が満了となるため、東口理事長からこれまでの理事職・薬剤師部会長のご尽力に対して感謝が述べられた。続けて、倉田理事から理事会に対して、退任の挨拶が述べられた。

以上

2020年3月27日（金）